



AIUの火災保険 プロパティガード 企業財産保険

プロパティガード
Property Guard
企業財産保険

AIU INSURANCE COMPANY



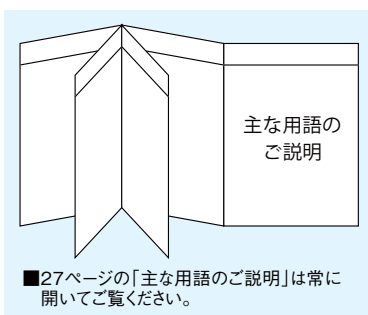
1. はじめに

企業を取り巻く多様化するリスク

企業が所有する財産を取り巻くリスクは、火災等の事故に加え、近年の地球温暖化や環境の変化に伴う自然災害など、ますます多様化しています。また、これらの事故や災害がもたらす損害は、建物や機械設備の損壊といった直接損害に加え、事業中断による利益損失や営業・操業継続に要する間接損害もあり、企業の事業活動に大きな影響を及ぼします。

万一災害にあった場合に、事業の早期復旧、早期再開のために、AIUのプロパティガードが貴社をサポートします。

プロパティガード **Property Guard** 企業財産保険 III



CONTENTS

1. はじめに	1	5. 無駄なく十分な補償で保険契約をするために	17
2. Property Guard (プロパティガード) の特徴	2	6. Property Guard Blanket (プロパティガードブランケット) の概要	19
3. Property Guard (プロパティガード) の概要	3	7. 補償内容についてのご注意事項	
4. Property Guard (プロパティガード) の補償内容		● 財物損害補償特約の「保険の対象」について	23
● (財物損害補償特約 基本補償)	5	● 保険金をお支払いできない主な場合	24
● (財物損害補償特約 オプション特約)	7	8. 主な用語のご説明	27
● (利益損失補償特約)	13	9. その他のご注意事項	28
● (店舗休業補償特約)	15		
● (営業継続費用補償特約)	16		

2. プロパティガード Property Guard の特徴

プロパティガードの
Solution

貴社のニーズに合わせて
オーダーメイドで設計します。

火災保険等のご契約内容を
☑でチェックしてみてください。

保険契約が複数になり管理しづらくなっていませんか？

プロパティガード(企業財産保険)では・・・
1契約で様々な補償を包括的に提供します。
契約がまとまり、満期日や契約内容をわかりやすく管理することができます。

保険のつけ忘れはありませんか？

●増築した建物や、新たに取得した機械設備等

プロパティガード(企業財産保険)では・・・
貴社の所有するすべての建物・機械設備・商品等をまとめてご契約いただくことにより、つけ忘れを防ぐことができます。

※ご契約には弊社所定の条件があります。 [参照19ページ](#)

必要な補償内容を選択してご契約していますか？

●火災、落雷、破裂・爆発、風災だけの補償で大丈夫ですか？
●商品の盗難や破損損害、現金の補償は大丈夫ですか？
●火災などの事故による利益損失の補償は大丈夫ですか？

プロパティガード(企業財産保険)では・・・
保険の対象ごとに、リスクの実態や貴社のニーズによって、補償の対象となる事故の種類やお支払いする費用保険金を選択することができます。

自然災害に対する備えは十分ですか？
ゲリラ豪雨、地震災害等の際に、十分な備えがありますか？

プロパティガード(企業財産保険)では・・・
大きな自然災害に備えて十分な補償をご提供する特約をご案内します。

※ご契約に際しては弊社所定の条件があります。 [参照8ページ](#)

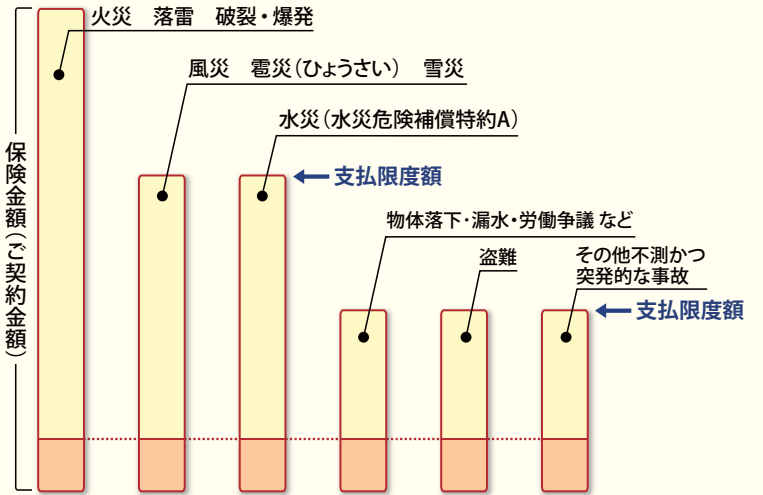
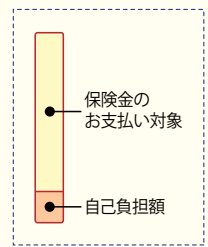
必要以上の補償金額でご契約されていませんか？

●必要な補償金額(お支払いする保険金の額)を見直されたことがありますか？
●少額な損害は自己負担し、経費節減をご検討されてはいかがでしょうか？

プロパティガード(企業財産保険)では・・・
補償の対象となる事故の種類ごとに、必要な補償金額に応じて支払限度額の設定が可能です。また、自己負担額を設定し、保険料を節減することも可能です。

※支払限度額および自己負担額の設定には一定の条件があります。 [参照18ページ](#)

財物損害補償の支払限度額、自己負担額設定例



合理的な保険料で
ご契約されていますか？

プロパティガード(企業財産保険)では・・・
保険料は、地域・建物構造・職種等によって決まりますが、リスクは物件ごとに異なります。貴社の建物・機械設備等の防災管理状況等について弊社がリスク診断を実施することにより、リスク実態に応じて割引を適用できる場合があります。(注)

(注)1敷地内の保険金額(ご契約金額)が1億円以上の場合

はじめに
Property Guard の特徴
Property Guard の概要
Property Guard の補償内容
保険契約をすすめるために
Property Guard Blanket の概要
補償内容について
主な用語のご説明
その他のご注意事項

3. プロパティガード **Property Guard** の概要

プロパティガードでは幅広い補償をご用意しています。貴社の必要とする補償を

企業の財産を守るために（直接損害に備えて）

企業の資産	事故の種類	財物損害	
		建物	設備・什器(じゅう屋外設備・)
	 火災、落雷、破裂・爆発 5ページ ①	基本の補償	基本の補償
	 風災・雹災(ひょうさい)・雪災 5ページ ②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 物体の落下、飛来、衝突等 5ページ ③		
	 漏水、放水、溢水(いっすい) 5ページ ④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 騒擾(そうじょう)や 集団行動・労働争議 5ページ ⑤		
	 盗難 商品・製品等以外 商品・製品等 5ページ ⑥ 7ページ ⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 その他不測かつ突発的な事故 商品・製品等以外 商品・製品等 5ページ ⑦ 7ページ ⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 電氣的・機械的事故 ビル(建物)の付帯設備 工場内の受配電設備 7ページ ⑨ 7ページ ⑩	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 水災 8ページ ⑪	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	 地震・噴火 8ページ ⑫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

企業の利益と経費を守るために（間接損害に備えて）

<input type="checkbox"/> 企業の利益	利益損失補償特約(工場や大規模店舗向け) 店舗休業補償特約(小規模の店舗・事務所・作業所向け)
<input type="checkbox"/> 企業の経費	営業継続費用補償特約

4. **Property Guard** の補償内容（財物損害補償特約）

お支払いの対象となる物（保険の対象）

事業者の所有、使用または管理する財物（建物、設備・什器（じゅうき）等、商品・製品等、屋外設備・装置）を対象とします。

●ただし、下記のものを除きます。

- (1) 居住の用に供する個人所有の建物
- (2) 家財
- (3) 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- (4) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物^(注)
- (5) 動物または植物
- (6) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- (7) 野積の動産

^(注)特約により保険の対象となる物があります。詳細は9ページをご確認ください。

●保険の対象とする場合に明記する必要がある物、保険の対象とならない物があります。詳細は23ページ 財物損害補償特約の「保険の対象」についてをご確認ください。

お支払いの対象となる事故

②～⑦のうち不要なものは選択して外すことが可能です。
(ただし③～⑤はセットとなります。) ※一部、選択できない組合せがあります。

基本
の
補
償



① 火災・落雷・破裂・爆発

火災、落雷、破裂・爆発によって保険の対象が受けた損害

- 例 落雷による過電流で配電盤が破損した。
- 例 プロパンガスの爆発で建物が損壊した。

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金1. 2. 3. 4. です。

地震等による火災の場合にお支払いする保険金は、右ページの費用保険金5. です。



② 風災・雹災（ひょうさい）・雪災

風災、雹災（ひょうさい）または雪災により、保険の対象が受けた損害
(損害額が1敷地内で20万円以上になった場合にお支払いします。)

- 例 台風で屋根が破損した。

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金1. 2. 3. です。



③ 物体の落下、飛来、衝突等

建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊、または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が受けた損害
なお、保険の対象が屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の動産の場合は、航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が受けた損害に限りません。

- 例 第三者の自動車が建物に飛び込み、建物の入り口のシャッターが損壊した。

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金1. 2. 3. です。



④ 漏水、放水、溢水（いっすい）

建物内外の給排水設備の事故または他人の戸室で発生した事故に伴い、漏水、放水、溢水（いっすい）が原因で保険の対象が受けた損害。給排水設備自体に生じた損害は除きます。

- 例 上階の飲食店（別テナント）から排水があふれ出て、設備・什器（じゅうき）等に水濡れ損害が生じた。

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金1. 2. 3. です。



⑤ 騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議

数世帯以上の平穏が害されるようなデモや集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為によって保険の対象が受けた損害

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金1. 2. 3. です。



⑥ 盗難（商品・製品等を除きます。）

建物、屋外設備・装置、設備・什器（じゅうき）等に生じた盗取、破損、汚れによる損害
盗難された保険の対象を回収することができた時は、そのために支出した必要な費用も損害保険金に含めてお支払いします。

なお、盗難の場合は、警察への届出が必要となります。
(注) 1個(1組)の価額が30万円を超える貴金属・宝石類、書画・骨董(こつとう)・美術品等を明記してご契約した場合、1回の事故につき、1個(1組)ごとに100万円を限度とします。

- 例 事務所内のパソコンが盗まれ、その際に入り口の扉を破損された。

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金2. 3. です。



⑦ 上記①～⑥以外の不測かつ突発的な事故 (商品・製品等を除きます。)

保険金をお支払いできない場合に該当する事故は除きます。
建物、屋外設備・装置または設備・什器（じゅうき）等について生じた損害に限りません。

- 例 店舗内で、台車をぶつけてショーケースを破損した。

お支払いする保険金は、右ページの損害保険金と費用保険金2. 3. です。

セット
となり
ます

選
択
が
可
能
で
す

基本補償)

保険金をお支払いできない主な場合など、補償内容についてのご注意事項(23ページ以降)を必ずご確認ください。

お支払いする保険金(損害保険金と費用保険金をお支払いします。)

損害保険金	
お支払いする場合	お支払いする保険金の額
左記の①～⑦の事故によって保険の対象に生じた損害に対してお支払いします。 (消防または避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害に対しても損害保険金をお支払いします。)	<p>保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)以上の場合: 損害保険金の額 = 損害の額(注) (保険価額を限度とします。)</p> <p>保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)を下回る場合: 損害保険金の額 = 損害の額(注) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$</p> <p>(注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。</p> $\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$ <p>※損害保険金の額は、損害の額から補償の種類ごとに設定された保険証券記載の自己負担額を差し引いた額とします。なお、保険証券の免責金額欄に記載がない場合は、自己負担額は適用されません。ただし、支払限度額が設定されている場合は、その額を限度とします。 ※特約をセットすることにより、再調達価額でご契約いただくこともできます。(参照12ページ)</p>

費用保険金	
お支払いする場合	お支払いする保険金の額
1. 臨時費用保険金	
左記の①～⑤の事故によって損害保険金支払われる場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用をお支払いします。	損害保険金の30% (1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。)
2. 残存物取片づけ費用保険金	
左記の①～⑦の事故によって損害保険金支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用、取片づけ清掃費用、および搬出費用をお支払いします。 ※7ページに記載の⑧～⑩の特約をセットした場合は、それぞれの事故について残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。	残存物の取片づけに必要な実費 (損害保険金の10%を限度とします。)
3. 修理付帯費用保険金	
左記の①～⑦の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した下記の費用のうち弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用をお支払いします。 ○損害の原因調査費用、損害の範囲を確定するための調査費用 ○点検費用、調整費用、試運転費用 ○仮修理費用 ○賃借費用、仮設物の設置費用・撤去費用・土地の賃借費用 ○割増賃金等の費用	復旧にあたり必要・有益な実費 (弊社の承認が必要です。) 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額(注)の30%相当額または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。 (注) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。
4. 損害防止費用保険金	
左記の①の事故による損害の発生または拡大の防止のために下記の必要・有益な費用を支出した場合、これをお支払いします。 ○消火薬剤等の再取得費用 ○消火活動に使用したことにより損傷した物の修理・再取得費用 ○消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用	保険金額(注1)から損害保険金の額を差し引いた残額を限度として実費 (注1) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。 (注2) 保険金額が保険価額より低い場合は、次のとおりお支払いします。 $\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$
5. 地震火災費用保険金	
地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象の建物、屋外設備・装置または収容動産が一定以上の(注)損害を受けた場合にお支払いします。 (注) 建物またはその収容動産：建物の主要構造部の損害の額がその建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失部分の床面積が延べ床面積の20%以上となった場合 屋外設備・装置またはその収容動産：屋外設備・装置の損害の額がその保険価額の50%以上となった場合	保険金額(注)の5%相当額 (1回の事故につき、1敷地内ごとに一般物件の場合は300万円、工場物件の場合は2,000万円を限度とします。) (注) 保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。

はじめに

Property Guard
の特約

Property Guard
の補償

Property Guard
の補償内容

無駄なく十分な補償で
保険契約をするために

Property Guard
Blanketの補償

補償内容について
のご注意事項

主な用語のご説明

その他のご注意事項

4. スロバディガード **Property Guard** の補償内容 (財物損害補償特約 オプ)

補償を広げるオプション特約



⑧ 商品・製品等盗難危険補償特約 / 商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約

商品・製品等の盗取、盗難による損傷、または汚れの損害 / 商品・製品等の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。保険証券に記載された建物内に収容中に限ります。これら2つの特約は合わせてセットするもので、どちらか一方を選択してご契約することはできません。

なお、盗難の場合は、警察への届出が必要となります。

(注) 保険金をお支払いできない主な場合については、25ページをご確認ください。

お支払いする保険金

損害保険金 (6ページ損害保険金欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)

残存物取片づけ費用保険金 (6ページ費用保険金 2.残存物取片づけ費用保険金欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)



⑨ ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約

保険の対象の建物または屋外設備・装置に付帯された機械設備のうち、建物の機能を維持するための機械設備等を対象として、電氣的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

⑨例 空調設備の圧縮機モーターコイルにダストが付着し、コイルが焼損した。

適用できる物件

次の用途に用いられる建物または屋外設備・装置に付帯する機械設備に適用します。

- 一般事務所 ○ デパート・商店 ○ ホテル・旅館 ○ 学校
- 病院 ○ 劇場 ○ 遊技場 ○ 料理・飲食店 ○ これらに類似の用途のもの

ビルに付帯したボイラ棟または動力棟等の用途のみに用いられる建物内の機械設備だけをこの特約の保険の対象とすることはできません。ビル内の機械設備とあわせてのご契約となります。

保険の対象となる物 (建物の機能を維持するための機械設備・装置)

空調設備、電気設備、給排水・衛生、消火設備、昇降設備、窓ふき用ゴンドラ設備、回転展望台設備、エア・シュータ設備、厨房(ちゅうぼう) 機械設備、駐車場機械設備、洗濯機械設備、ボイラおよびボイラ付属設備、これらに付属する配線・配管・ダクト設備 等。

お支払いする保険金

損害保険金 (6ページ損害保険金欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)

※ 保険の対象以外のものの原状復旧費用 (1回の事故につき300万円を限度とします。)

この特約で補償される機械設備等を修理する際にその機械設備以外の箇所の取りこわしを必要とする場合、その箇所の原状回復のために要する費用をいい、上記の損害保険金の一部としてお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金 (6ページ費用保険金 2.残存物取片づけ費用保険金欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)



⑩ 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約

工場敷地内に設置されている受配電設備を包括して保険の対象とし、それらに発生した電氣的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

⑩例 電動機がショートしたため、過電流が流れてシリコン整流器回路を損傷させた。

適用できる物件

工場建物・作業場などの敷地内の受配電設備に適用します。

電気事業者の所有する発電所・変電所・開閉所・石油精製・石油化学工場・石油備蓄基地および油槽所は適用できません。

保険の対象となる物 (お支払いの対象となる工場建物の敷地内に設置された機械設備)

受変電設備、配線設備、照明設備、放送・通信・時計・表示設備、保安設備、避雷針設備、集中制御装置等。

保険金額 (ご契約金額)

この特約の補償の対象となる物の保険金額の合計額とします。

(お支払いの対象となる建物と同じ支払い基準(時価または再調達価額)とします。)

お支払いする保険金

損害保険金 (6ページ損害保険金欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)

※ 保険の対象以外のものの原状復旧費用 (1回の事故につき300万円を限度とします。)

この特約で補償される機械設備を修理する際にその機械設備以外の箇所の取りこわしを必要とする場合、その箇所の原状回復のために要する費用をいい、上記の損害保険金の一部としてお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金 (6ページ費用保険金 2.残存物取片づけ費用保険金欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)

⑧～⑫の補償のうち必要な補償を選択してセットすることが可能です。※詳しくは、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。



⑪水災危険補償特約A/B

ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪による洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災によって保険の対象となるものが受けた損害を補償します。

お支払いする保険金(損害保険金)

水災危険補償特約A

補償の対象	お支払いする保険金の額
建物	損害保険金の額は、6ページ損害保険金欄の「お支払いする保険金の額」をご参照ください。
設備・什器(じゅうき)等/商品・製品等	
屋外設備・装置	

水災危険補償特約B

補償の対象	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
建物	損害割合が 保険価額(時価額)の 30%以上	$\text{保険金額} \times \frac{\text{損害の額(注)}}{\text{保険価額}}$ <p>(注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。</p> $\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$
	床上浸水 または 地盤面より 45cm超の 浸水	$\text{保険金額} \times 15\%$ <p>(1回の事故・1敷地内300万円限度) ①</p>
	同上	$\text{保険金額} \times 5\%$ <p>(1回の事故・1敷地内100万円限度) ②</p>
	上記以外	補償しません
建物に収容された設備・什器(じゅうき)等/商品・製品等	収容建物が床上浸水または地盤面より45cm超の浸水	$\text{保険金額} \times 5\%$ <p>(1回の事故・1敷地内100万円限度) ③</p>
	上記以外	補償しません
屋外設備・装置またはこれに収容された設備・什器(じゅうき)等/商品・製品等	地盤面より45cm超の浸水	$\text{保険金額} \times 5\%$ <p>(1回の事故・1敷地内100万円限度) ④</p>
	上記以外	補償しません

次の限度額までのお支払いとなります。

①②③④の合計で1回の事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。

②③④の合計で1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度とします。



⑫地震・噴火危険補償特約

ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

事業用の建物、設備・什器(じゅうき)等、機械類を対象とし、地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。

お支払いする保険金(損害保険金)

- ・ 保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)以上の場合

$$\text{損害保険金} = \left\{ \text{損害の額(注)} (\text{保険価額(時価額)が限度}) - \text{保険証券記載の自己負担額} \right\} \times \text{保険証券記載の縮小割合}$$
- ・ 保険金額(ご契約金額)が保険価額(時価額)を下回る場合

$$\text{損害保険金} = \left\{ \text{損害の額(注)} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}} - \text{保険証券記載の自己負担額} \right\} \times \text{保険証券記載の縮小割合}$$

(注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

※居住部分のある店舗併用の建物は、この特約の対象となりませんので地震・噴火・津波による損害の補償については、地震保険へのご加入をおすすめします。地震保険に関する詳細は、別途作成の「地震保険は、必要保険です。」をご参照ください。

4. **Property Guard** の補償内容 (財物損害補償特約 オプ

その他の主なオプション特約 (財物損害を補償する場合にセット可能

業務用通貨・
預貯金証書
盗難危険補償
特約

⑬ 業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約

保険の対象が設備・什器(じゅうき)等である場合に、保険証券記載の建物内において業務用の通貨または預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難により損害が生じたとき、その損害に対して保険金をお支払いします。
なお、⑭現金・小切手等補償特約と同時にセットすることはできません。

お支払いする保険金

損害保険金 次の限度額の範囲内で、実際の損害額をお支払いします。

業務用通貨の場合： 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とします。

業務用預貯金証書の場合：1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額(ご契約金額)のいずれか低い額を限度とします。

現金・小切手等
補償特約

⑭ 現金・小切手等補償特約

1. 現金小切手等に関する補償

保険証券記載の保管場所に保管されている間および通常の運送経路を運送されている間に、火災、盗難等のすべての偶然な事故^(注)により、次の保険の対象について生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

^(注) 詐欺または横領、紛失等の保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。

保険の対象^(注1)

- 通貨
- 小切手
- 切手・印紙
- クレジットカード販売未収代金記録^(注2)
- 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券、旅行券^(注3)
- 商品券

^(注1) 業務用のものに限り、商品として顧客に販売されるものを除きます。

^(注2) クレジットカード販売未収代金記録に損害が生じ、回収不能になった未収代金に対して保険金をお支払いします。

^(注3) 定期券・回数券は除きます。

保険金額(ご契約金額)/ 支払限度額

保管中：各保管場所ごとに保管中の保険金額を設定します。

(損害が生じた場合、実在する保険の対象の合計額以上に各保険金をお支払いすることはありません。またこの保険の対象の合計額以下で保険金額が設定された場合、下記のお支払いする保険金が削減されます。)

運送中：1回の運送あたりの予想最高運送高を基準に支払限度額を設定します。

お支払いする保険金

現金小切手等損害保険金

保管中：損害保険金＝実際の損害額^(注)

(保険証券記載の各保管場所ごとの保険金額を限度とします。)

保管場所ごとの保険金額が、損害発生時にその保管場所に実在する保険の対象の合計額を下回る場合、保険金が削減されます。

● 保険の対象が、営業時間外に金庫(手提金庫を除きます。)に収容されていなかった場合、金庫外の保険の対象に損害が生じたときは、1回の事故につき、100万円を限度。

● 保管場所の敷地内設置の自動販売機内に収容中の通貨については、1回の事故につき5万円を限度。

運送中：損害保険金＝実際の損害額^(注)

(保険証券記載の運送中の支払限度額を限度とします。)

^(注) 自己負担額を設定した場合は、実際の損害額から自己負担額が差し引かれます。

現金小切手等臨時費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発によって現金小切手等損害保険金が支払われる場合にお支払いします。

現金小切手等損害保険金の30%相当額(1回の事故につき、300万円を限度とします。)

残存物取片づけ費用保険金

現金小切手等損害保険金が支払われる場合で、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用が生じた場合にお支払いします。

実費(現金小切手等損害保険金の10%相当額を限度とします。)

損害防止費用保険金

損害の発生および拡大の防止のために必要・有益な費用を支出した場合にお支払いします。

実費(この特約の保険金額^(注)から現金小切手等損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。)

^(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

2. 預貯金証書に関する補償

保険証券記載の建物内において、業務用の預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難により損害が生じたときにお支払いします。

お支払いする保険金

預貯金証書盗難保険金

実際の損害額(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額を限度とします。)

(注) この特約を⑬業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約と同時にセットすることはできません。

な特約です。)

冷凍・冷蔵 損害補償 特約B

⑮ 冷凍・冷蔵損害補償特約B

保険の対象である冷凍・冷蔵物について、同一敷地内での火災事故により、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止によって発生した温度変化のために生じた損害を補償します。

保険の対象

財物損害補償特約で補償する商品・製品等のうち冷凍・冷蔵物が対象となります。

保険金額(ご契約金額)

この特約の保険金額は、ご契約いただいている商品・製品等の保険金額と同額となります。

お支払いする保険金

損害保険金(6ページ損害保険金額欄のお支払いする保険金の額をご参照ください。)

預かり品 損害補償特約

⑯ 預かり品損害補償特約

保険証券記載の建物内において一時的に保管・管理する預かり品が、保険期間中に損壊・紛失・盗取された場合、預かり品について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

お支払いする保険金

保険金 = 法律上の損害賠償責任の額 - 自己負担額(1回の事故あたり1万円)

(ただし、預かり品が損害を受けていなかった場合の時価額、または1回の事故につき50万円のいずれか低い額を限度とします。)

借家人賠償 責任補償特約

⑰ 借家人賠償責任補償特約

保険証券記載の借戸室が、次の事故により滅失・破損・汚損した場合、貸主(転貸人を含みます。)に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ・火災
- ・破裂・爆発
- ・給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(いっすい)による水濡れ(風災・雹災(ひょうさい)・雪災・水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

ご契約の条件

動産を保険の対象とする財物損害補償特約(3ページにてご確認ください。)または**店舗休業補償特約(15ページにてご確認ください。)**にセットします。

お支払いする保険金

損害賠償金…保険証券記載の支払限度額を限度とします。ただし、保険証券記載の自己負担額を差し引きます。

訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用で弊社が同意した費用…全額。ただし、損害賠償金の額が証券記載の支払限度額を超える場合は支払限度額の損害賠償金に対する割合とします。

損害防止、軽減のため等に要した費用で弊社が同意した費用…全額

損害賠償責任解決の協力費用、権利の保全・行使のための手続きの費用…全額

修理費用 補償特約

⑱ 修理費用補償特約

次の事故により保険証券記載の借戸室に損害が生じた場合、貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づきまたは緊急的にお客さまの費用で修理したときは、その借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、保険金をお支払いします。

- ・火災、落雷、破裂・爆発
- ・給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れ
- ・風災、雹災(ひょうさい)、雪災
- ・騒擾(そうじょう)、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- ・物体の落下、飛来、衝突、倒壊
- ・盗難

ご契約の条件

借家人賠償責任補償特約とセットでのご契約となります。

お支払いする保険金

修理費用保険金 = 修理費用の実額

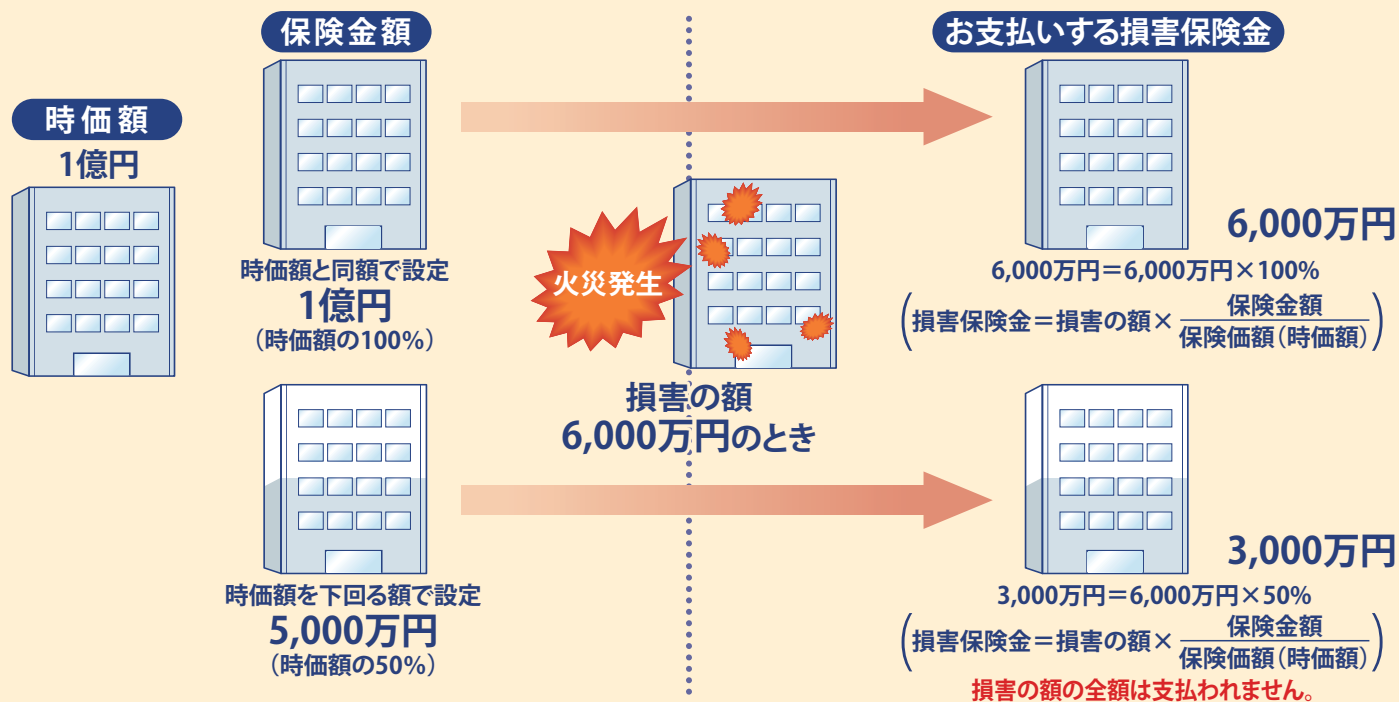
(ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。)

4. **Property Guard** の補償内容 (財物損害補償特約) オプ

保険金額 (ご契約金額) は適切に設定されていますか?

保険金額は時価額と同額で設定ください。

保険金額が時価額を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

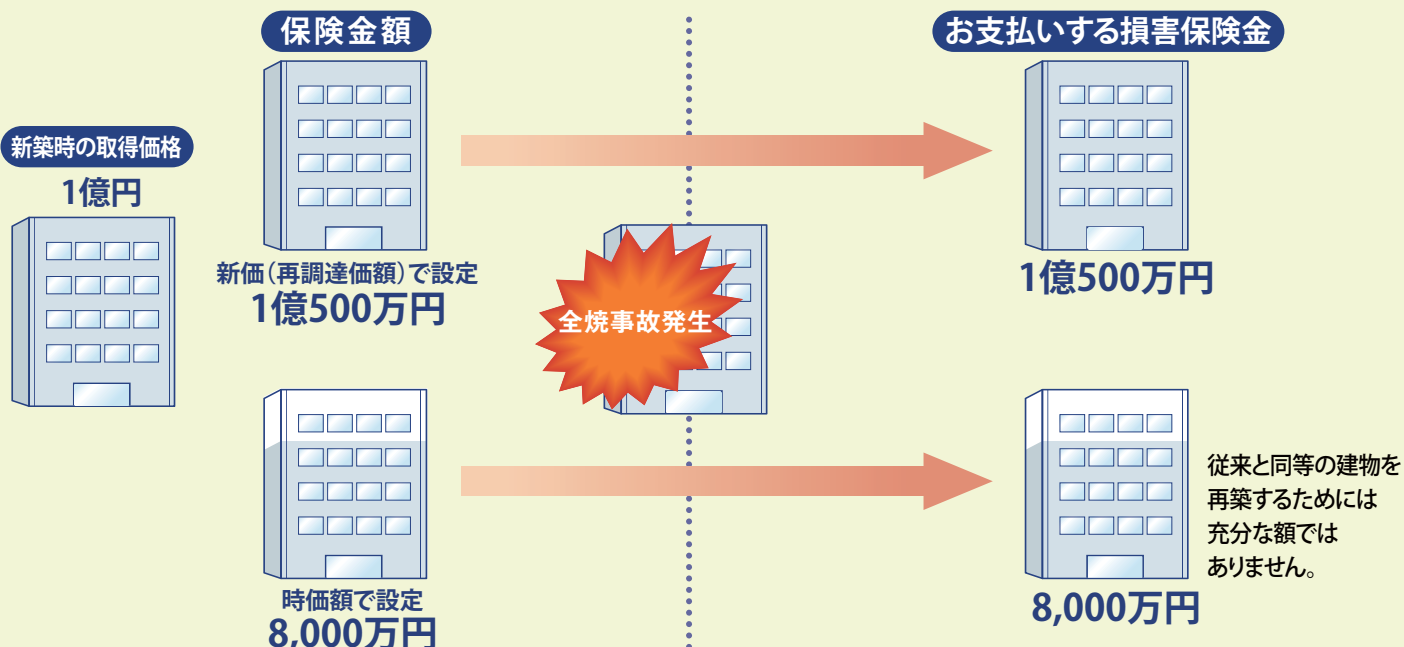


保険金額 (ご契約金額) は再調達価額で設定されていますか?

右ページの「保険金を再調達価額でお支払いする特約」のセットをおすすめします。

財物損害補償では、特約をセットしない場合は、時価額を基準に保険金をお支払いします。

時価額とは、再調達価額から減価分 (使用による消耗分) を差し引いた額ですので、再築または再取得するためには十分な額とならない場合があります。



保険金のお支払いに関するオプション特約 (財物損害補償を補償する場合にセット可能な特約です。)

特約をセットするためには一定の条件がありますので、詳細につきましては取扱代理店または弊社までご相談ください。

〈保険金を再調達価額でお支払いする特約〉

事業のスムーズな再開のために

再築・再取得に必要な金額をお支払いする特約のおすすめ・・・

次の特約をセットした場合は、事故の際の損害の額を再調達価額に基づき計算し、保険金をお支払いします。

損害が発生した建物や収容動産を再築または再取得するのに必要な金額で保険金をお支払いしますので、損害発生後スムーズに復旧することが可能です。

新価実損払特約

保険の対象に損害が発生したときは、保険金額(ご契約金額)を限度に、再調達価額^(注1)^(注2)を基準に算出した損害の額^(注3)を、損害保険金としてお支払いします(実損払)。

- 保険の対象の再調達価額を評価し、その評価額に約定補償割合^(注4)を乗じた額を保険金額(ご契約金額)として設定します。

^(注1) 損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

^(注2) 以下のものについては、時価額を基準として保険金をお支払いしますので、時価額で評価し、約定補償割合をお決めください。

- ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(ことう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

^(注3) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

^(注4) 約定補償割合とは、評価額に対して保険をつける割合で、30%、40%、50%、60%、70%、80%、90%、100%のいずれかから選択できます。

新価保険特約

保険の対象に損害が発生したときは、保険金額(ご契約金額)を限度に、再調達価額を基準に算出した損害の額^(注)を、損害保険金としてお支払いします。

- 時価額が再調達価額の50%以上の建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等を対象とします。

- 保険の対象の再調達価額を保険金額として設定します。

※ 保険金額が再調達価額を下回る場合は、損害の額の全額をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※ 保険の対象を2年以内に復旧しない場合、時価額を基準として保険金をお支払いします。

^(注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

〈保険金のお支払いに関するその他の特約〉

補償割合条件付実損払特約

この特約をセットした場合には、損害保険金を次のとおりお支払いします(建物、設備・什器(じゅうき)等を対象とします。)

1. 保険金額 ≥ 保険価額(時価額) × 補償割合の場合

損害の額^(注)

2. 保険金額 < 保険価額(時価額) × 補償割合の場合

損害の額^(注) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{補償割合}}$

補償割合とは、保険の対象の評価額に対して保険をつける割合をいいます。

この補償割合は、30%、40%、50%、60%、70%、80%のいずれかから選択できます。

^(注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害の額とします。

修理費 - 修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

4. プロパティガード Property Guard の補償内容 (利益損失補償特約)

企業の利益

利益損失補償特約：主に工場・大規模店舗向けの利益損失補償

お支払いの対象となる事故

(詳細については5ページをご参照ください。)

②～⑦の事故のうち不要なものは外すことができます。

(ただし③～⑤はセットとなります。)

※一部、選択できない組み合わせがあります

基本の補償



① 火災・落雷、
破裂・爆発



② 風災・雹災
(ひょうさい)・
雪災



③ 物体の落下、
飛来、衝突等



④ 漏水、放水、溢
水(いっすい)



⑤ 騒擾(そうじょう)
や集団行動・
労働争議



⑥ 盗難



⑦ ①～⑥以外の
不測かつ突発
的な事故

セットとなります

基本の補償

⑧ 不測かつ突発的な原因によ
って電気、ガス、水道、電話等の
供給・中継が中断されたこと

お支払いする保険金

①～⑦の事故によって保険の対象となる店舗や工場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)、または⑧によって営業が休止または阻害されたために生じた利益損失を利益保険金としてお支払いします。

②⑤⑧の事故の場合、事故が発生した日の午前0時から24時間以内に生じた利益損失についてはお支払いしません。

保険の対象

1. 保険証券記載の建物や屋外設備等
2. 上記1.の所在する敷地内にある被保険者の占有する建物、屋外設備やそれらの収容動産
3. 上記2.の敷地内に所在する建物等のうち他人が占有する部分
4. 上記2.の敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードやそれに面する建物等
5. 上記2.の敷地内に所在する建物等に通じる袋小路やそれに面する建物等

保険の対象から除くもの

1. 動物または植物
2. 日本国外に所在する物件
3. 自動車
(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)

保険金額(ご契約金額)の設定方法

保険金額 = 年間営業収益 × 約定補償割合 (利益率の範囲で設定します。)

損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意でお決めいただきますが、すべてカバーできるよう利益率いっぱい設定していただくことをおすすめします。

ご契約方式

(1) 支払限度額方式

事故による休業中の収益減少額を考慮し、1事故の「支払限度額」を設定します。
お支払いする期間は12か月を限度とします。

(2) 約定補償期間方式 (約定補償期間に関する特約をセットします。)

罹災(りさい)の復旧に要する期間を想定し、その期間を「約定補償期間」として設定する方法です。この期間を限度とし、収益が回復した時までの損害をお支払いします。(最大12か月が限度となります。)

保険金支払対象期間(補償期間)

事故が発生した時から、事故の影響がなくなり営業収益が回復したと認められる時までとなります。

<補償期間の終期に関する特約をセットした場合>

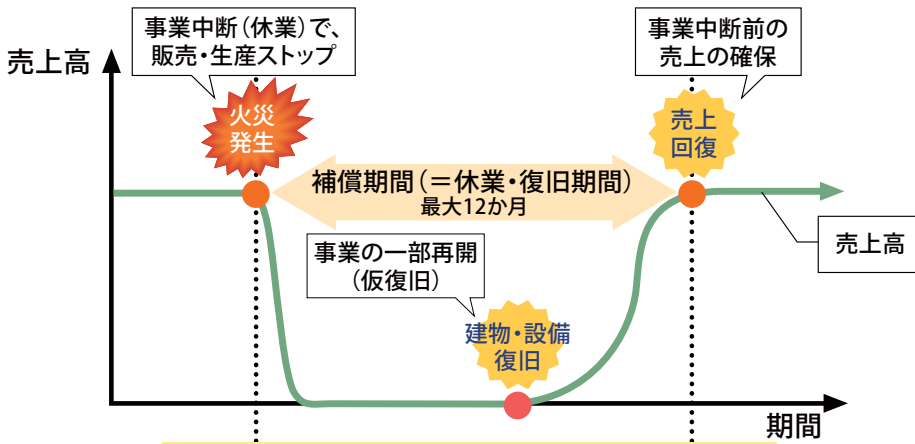
①～⑦の事故が発生した時から保険の対象を復旧した時まで、または⑧の事由が発生した時から電気、ガス、水道、電話等の供給・中継が回復した時までの期間とします。

ただし、①～⑦の事故の場合、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとします。

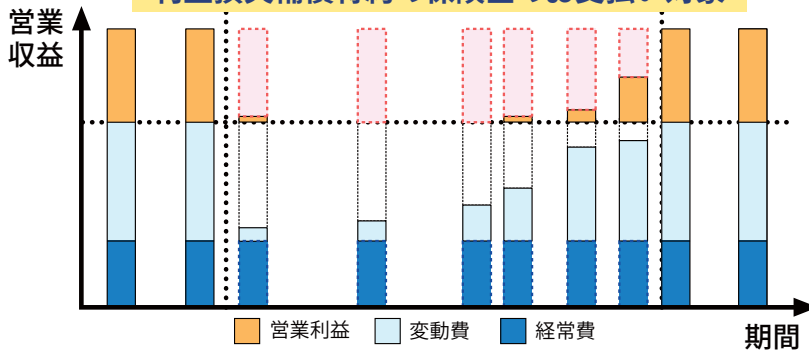
補償を広げる オプション特約

- 水災危険補償特約
- ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約
- 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約

利益損失補償特約の保険金のお支払いの対象となる補償期間



利益損失補償特約の保険金のお支払い対象



お支払いの対象

- 事業中断がなければ得られたはずの営業利益
- 休業中も常時支出する経常費(人件費地代家賃など)

営業利益と経常費(固定費)を包括的にお支払い対象とします。
ただし、約定補償割合を調整することによって、実質的に一部を対象とすることもできます。

$$\text{利益保険金のお支払い額} = \text{収益減少額} \times \text{約定補償割合} - \text{支出を免れた経常費} \times (\text{約定補償割合} / \text{利益率}) \\ + \text{収益減少防止費用} \times (\text{約定補償割合} / \text{利益率}) - \text{保険証券記載の自己負担額}$$

- ※約定補償割合が実際の利益率より大きいときは、上記算式の「約定補償割合」を「利益率」と読み替えます。
- ※保険金額が事故発生直前12か月間の営業収益に約定補償割合を乗じた額の80%より少ない場合は、保険金が削減される場合があります。
- ※「約定補償期間方式」の場合は、約定補償期間および保険金額が限度となります。
- ※「支払限度額方式」の場合は、12か月間および支払限度額が限度となります。
- ※13ページの②風災・雹災(ひょうさい)・雪災、⑤騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議等の事故や、⑧の電気、ガス、水道、電話等の供給・中継の中断等については、事故が発生した日の午前0時から24時間内に生じた利益損失の額をお支払い額から差し引きます。

用語のご説明

- 喪失利益** : 保険事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および保険事故による損害がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
- 収益減少防止費用** : 標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
- 営業収益** : 「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
- 約定補償割合** : 収益(売上高または生産高)減少額の何%を保険金としてお支払いするかを、あらかじめ契約時に約定する割合をいいます。
- 利益率** : 直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。
$$\text{利益率} = (\text{営業利益} + \text{経常費}) \div \text{営業収益}$$
- 収益減少額** : 事故発生直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益(「標準営業収益」といいます。)から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
- 営業利益** : 営業収益から営業費用(売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用)を差し引いた額をいいます。
- 変動費** : 売上高、販売数、生産量などによって比例的に増減する費用をいいます。
- 経常費** : 固定費。事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。

4. プロパティガード Property Guard の補償内容(店舗休業補償特約)(営業継続)

企業の利益

店舗休業補償特約：主に店舗・事務所・作業所向けの休業損失補償

お支払いの対象となる事故

(詳細については5、8ページをご参照ください。)

事故の種類を選択はできません。



①火災、落雷、
破裂・爆発



②風災・雹災
(ひょうざい)・
雪災



③水災



④物体の落下、
飛来、衝突等



⑤漏水、放水、溢
水(いっすい)



⑥騒擾(そうじょう)
や集団行動・
労働争議



⑦盗難



⑧①～⑦以外の
不測かつ突発
的な事故

⑨不測かつ突発的な原因によ
って電気、ガス、水道、電話等の
供給・中継が中断されたこと

基本
の補償

お支払いする保険金

1. 次の場合に生じた休業損失と、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、店舗休業保険金としてお支払いします。

◆①～⑧の事故によって、保険の対象となる店舗や作業場等が損害を受けた結果、営業が休止または阻害された場合

②③の事故による損害については、休業4日目よりお支払いします。

◆①～⑧の事故によって、直接の仕入先・納入先(構外物件)が損害を受けた結果、保険の対象となる事業所の営業が休止または阻害された場合
休業4日目よりお支払いします。

◆⑨によって、店舗や作業場等の営業が休止または阻害された場合
休業4日目よりお支払いします。

店舗休業保険金のお支払い額

= 保険金額 × 復旧期間内の休業日数(定休日を除きます)(約定復旧期間を限度とします)

※次の算式で求められた額を限度とします。

休業中の売上減少高 × 支払限度率(注) - 休業中に支出を免れた経常費等の費用

(注)「支払限度率」とは、最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額に10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

※休業日数を減少させるために支出した各種追加費用もお支払いの対象となります。

(「減少できた休業日数 × 保険金額」を限度とします。)

2. ①の事故が発生したことによる損失の発生および拡大の防止のために必要かつ有益な費用を支出した場合、損失防止費用もお支払いします。

保険の対象

1. 保険証券記載の建物や屋外設備等
2. 上記1.の所在する敷地内にある被保険者の占有する建物、屋外設備や動産等
3. 供給者または受入者(注)の敷地内に所在する建物や屋外設備等(構外物件)
(注)原材料等を直接被保険者に供給する者、または製品等を被保険者より受け入れる者
4. 上記3.の所在する敷地内にある供給者または受入者の占有する建物、屋外設備や動産等(構外物件)
5. 上記2.の敷地内に所在する建物等のうち他人が占有する部分
6. 上記2.の敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードやそれに面する建物等
7. 上記2.の敷地内に所在する建物等に通じる袋小路やそれに面する建物等

保険の対象から除くもの

1. 動物または植物
2. 日本国外に所在する物件
3. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み原動機付自転車を除きます。)

保険金額(ご契約金額)の設定方法

保険金額は、1日あたりの粗利益を基準に設定します。
ただし、1事業所につき、1日あたり200万円を限度とします。

粗利益 = 売上高 - 商品仕入高・原材料費

➔ 営業利益 + 経常費(従業員の給料、地代、宣伝広告費など)

保険金支払対象期間(復旧期間)

保険の対象が損害を受けた時からそれを復旧した時までの期間(復旧期間)となります。

ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとし、約定復旧期間を限度とします。

約定復旧期間は次の期間のいずれかから選択できます。(1か月・3か月・6か月・12か月)

店舗休業補償特約に記載の用語については、14ページの「用語のご説明」をご参照ください。

企業の経費

営業継続費用補償特約：営業継続費用の補償

お支払いの対象となる事故

(詳細については5ページをご参照ください。)

②～⑦の事故のうち不要なものは外すことができます。
(ただし③～⑤はセットとなります。)

※一部、選択できない組み合わせがあります

基本の補償



①火災・落雷、
破裂・爆発



②風災・雹災
(ひょうさい)・
雪災



③物体の落下、
飛来、衝突等



④漏水、放水、溢
水(いっすい)



⑤騒擾(そうじょう)
や集団行動・
労働争議



⑥盗難



⑦①～⑥以外の
不測かつ突発
的な事故

セットとなります
選択が可能です

基本の補償

⑧不測かつ突発的な原因によ
って電気、ガス、水道、電話等の
供給・中継が中断されたこと

お支払いする保険金

①～⑦の事故によって、保険の対象となる店舗や作業場等が損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用、または⑧によって、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。ただし、保険金支払対象期間(復旧期間)内に支出を免れた費用があるときは、その額を差し引いた額を補償します。

営業継続費用保険金のお支払い額

= 臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費

- ・お支払いする保険金は保険金額を限度とします。ただし、自己負担額を設定した場合は、その自己負担額を控除した額とします。
- ・支払限度額を設定した場合で、営業継続費用の額(自己負担額を設定した場合は、その自己負担額を控除した額)がその支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を限度とします。
- ・構外物件が損害を受けたことにより生じた営業継続費用および⑧の電気、ガス、水道、電話等の供給・中継の中断等によって生じた営業継続費用については、1回の事故につき、保険金額の10%を限度として補償します。(支払限度額を設定した場合で、保険金額の10%がその支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を限度とします。自己負担額を設定した場合は、その自己負担額を控除した金額に対し、保険金額の10%または支払限度額のいずれか低い額を限度とします。)

保険の対象

店舗休業補償特約の保険の対象と同じです。

保険金額(ご契約金額)の設定方法

1敷地内ごとに保険金額を定めます。

事故発生後の復旧期間中に通常の営業、または生産活動を継続するために特別に必要な費用を見積り、保険金額としてお決めください。

例えば、次のような追加費用を保険金額として見積ります。

- ・仮店舗・仮工場のための費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費、通信費等)
- ・商品・製品の外注化、他社製品の購入のための費用
- ・資材、原材料、商品等の緊急仕入れに伴う割高費用
- ・臨時に増加した残業代、アルバイト・パート等の人件費
- ・営業継続のための通常経費を超える費用

…など

ただし、次の費用は追加費用に含まれません。

- ・お支払いする事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用
- ・損害を受けた保険の対象を復旧するために要する費用
- ・一時的使用のために取得した物の復旧期間終了時における時価部分
- ・財物損害補償特約の修理付帯費用保険金または利益損失補償特約の収益減少防止費用として支払われる額

保険金支払対象期間(復旧期間)

保険の対象が損害を受けた時から、それを復旧した時までの期間(復旧期間)となります。

ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常要すると認められる期間を超えないものとし、12か月を限度とします。

補償を広げるオプション特約

- 水災危険補償特約
- ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約
- 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約

営業継続費用補償特約に記載の用語については、14ページの「用語のご説明」をご参照ください。

はじめに

Property Guard
の特約

Property Guard
の補償

Property Guard
の補償内容

無駄なく十分な補償で
保険契約をするために

Property Guard
Blanketの補償

補償内容について
のご注意事項

主な用語のご説明

その他のご注意事項






5. 無駄なく十分な補償で保険契約をするために・・・

リスクの状況はそれぞれ異なります。貴社の置かれている状況に応じて、必要な補償の選択と、

補償の選択について

各特約（財物損害補償特約・利益損失補償特約・営業継続費用補償特約）でお支払いの対象となる事故のうち、必要な事故の補償を選択することができます。

また、保険の対象ごとに、補償の内容を選択することも可能です。

お支払いの対象となる事故		選択の可否
火災、落雷、破裂・爆発		基本の補償 (選択不可)
風災、雹災(ひょうさい)、雪災		選択可
物体の落下・漏水・労働争議など		選択可
盗難		選択可
その他不測かつ突発的な事故		選択可

- 財物損害補償特約、利益損失補償特約、営業継続費用補償特約の特約ごとに補償の内容を選択することができます。
- 一部選択できない組み合わせがあります。
- 他の特約との組み合わせによって、補償の選択ができない場合があります。

財物損害補償特約でお支払いする保険金のうち、必要な費用保険金を選択することができます。

また、保険の対象ごとに、お支払いする費用保険金の種類を選択することも可能です。

選択可能な費用保険金の種類
臨時費用保険金
残存物取片づけ費用保険金
地震火災費用保険金

- 現金・小切手等補償特約をセットする場合、この特約で補償される費用保険金(9ページに記載)については、上記の選択にかかわらずお支払いします。
- 修理付帯費用保険金と損害防止費用保険金は補償対象外を選択することはできません。

参考例

- 〔○：補償します。
×：補償しません。〕

『シンプルな補償にしたい。』
『火災や台風(風災・水災)の事故に備えたい。』
『費用保険金はすべて補償を受けたい。』

お支払いの対象となる事故	選択
火災、落雷、破裂・爆発	○
風災、雹災(ひょうさい)、雪災	○
物体の落下・漏水・労働争議など	×
盗難	×
その他不測かつ突発的な事故	×
水災(水災危険補償特約A)	○ (特約をセット)

費用保険金の種類	選択
臨時費用保険金	○
残存物取片づけ費用保険金	○
地震火災費用保険金	○

- 上記のほか、修理付帯費用保険金と損害防止費用保険金が補償されます。

補償の選択や支払限度額・自己負担額の設定により、

6. フロパティールガード **Property Guard Blanket** ブランケット の概要

日本国内において貴社の所有するすべての物件（建物、設備・什器（じゅうき）等）を包括

1. 複数の建物または屋外設備・装置があり
2. すべての物件の保険金額の合計が3億円以上ある場合

プロパティールガードブランケット

『保険契約が複数になり、契約内容の把握が難しくなっていませんか？』

プロパティールガードブランケットの
Solution 1

貴社の所有するすべての物件を包括して補償しますので、
保険契約の一元管理が可能です。

プロパティールガードブランケットでご契約いただくための条件

(1) 1つの敷地内に複数の建物等を所有している場合（1敷地内包括契約特約）

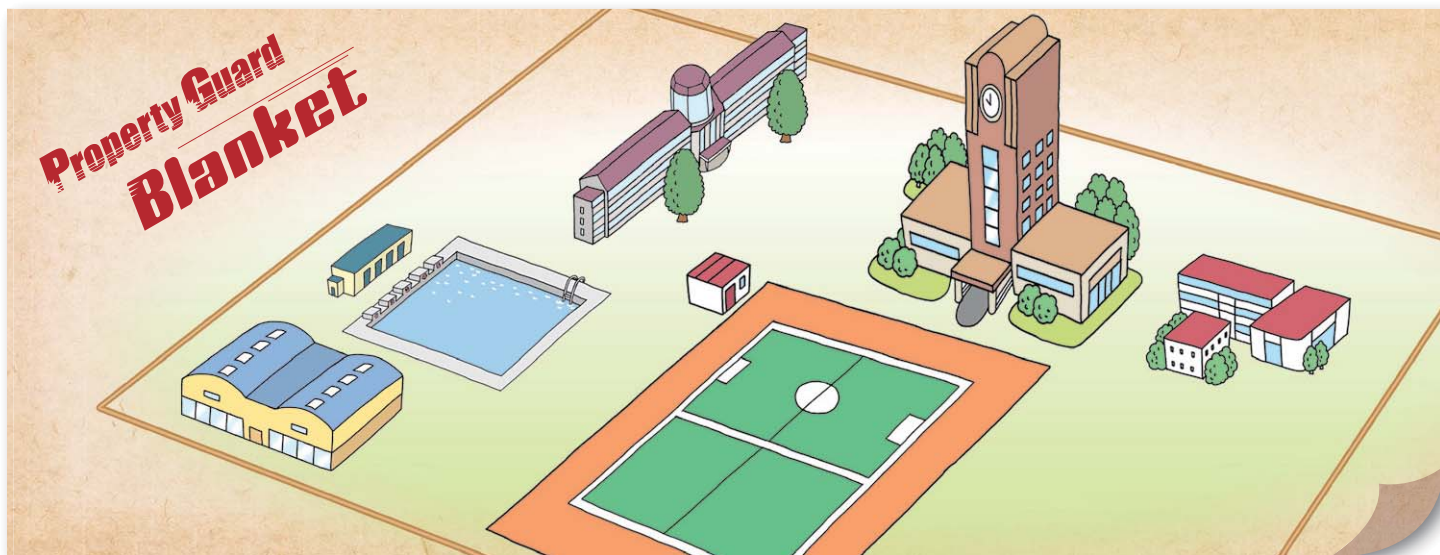
① 1つの敷地内において、保険の対象となる建物（注）および屋外設備・装置が複数所在すること。

（注）建物が賃貸物件の場合で、その収容動産を保険の対象とする場合は、その建物を1つとして数えます。

② 1つの敷地内に所在する保険の対象（建物、設備・什器（じゅうき）等）の保険金額（ご契約金額）の合計が3億円以上あること。

< 1敷地内包括契約の場合 >

① 1敷地内に複数の建物がある学校、病院、工場など



< 保険の対象となるもの >

日本国内において所有する下記のすべてが保険の対象となります。（注）

建物および屋外設備・装置、設備・什器（じゅうき）等の一部を除外してご契約することはできません。

●商品・製品等は、保険の対象に含めるか否かを選択できます。

●複数敷地内包括契約の場合、所有するすべての敷地内を対象としてご契約いただきます。（ただし、「地域」や「営業部門」などの客観的基準をもとに、この基準を満たす敷地内のみをまとめてご契約することもできます。）

（注）敷地内に所在する他人所有の物で、貴社が占有管理している物に限り、所有者名を明記して保険の対象に含めることができます。

< 保険の対象に含める場合、保険証券に >

（明記されていない場合は、保険の対象と

① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その

② 保険の対象が居住の用に供する部分を
テナ、機能門柱、バリカーその他これらに

③ 貴金属、宝玉および宝石並びに書画、
1個または1組の価額が30万円を超える

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他

してご契約いただく方法です。

プロパティガードブランケットでのご契約をおすすめします。

がご提案する5つのSolution

『包括した場合、保険料が高くなるのでは?』

プロパティガードブランケットの
Solution 2

包括契約割引(10%)が適用されます。

また、1敷地内の保険金額が1億円以上の場合は、リスク診断による
「優良リスク割引A/B」の適用でさらに経費節減できる可能性があります。

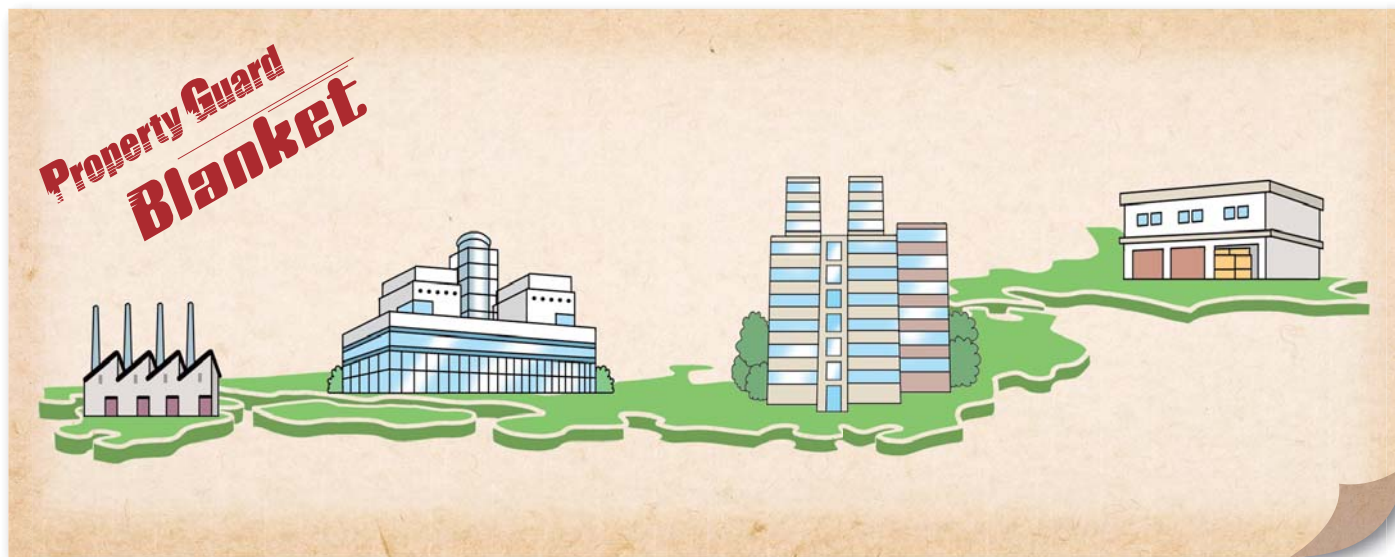
*優良リスク割引の適用に際しては、弊社の定める条件に基づき、リスク診断を行ったうえで割引率を決定します。

(2) 複数の敷地内に建物等を所有している場合(複数敷地内包括契約特約)

- ① 保険の対象となる敷地内が複数存在すること。
(注)敷地内に所在する建物が賃貸物件の場合で、その収容動産を保険の対象とする場合は、その敷地内を1つとして数えます。
- ② 複数敷地内に所在する保険の対象(建物、設備・什器(じゅうき)等)の保険金額(ご契約金額)の合計が3億円以上あること。

<複数敷地内包括契約の場合>

例) 国内に複数の事業所を所有しているメーカー、スーパー、ホテルチェーン



明記する必要のある物>

なりません。)

他の付属建物

含む建物である場合は、外灯、テレビアン
類する物であって敷地内に所在するもの

骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品で、
もの

これらに類する物

<保険の対象から除かれる物>

1 住居のみに使用される建物(住宅物件)および居住の用に供する部
分を含む個人所有の建物

2 家財

3 建築中の建物および増築中の建物の増築部分

4 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの

5 動物または植物

6 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。ただし、原動機付
自転車は保険の対象となります。)

7 野積の動産

6. プロパティガード **Property Guard Blanket** ブランケット の概要

日本国内において貴社の所有するすべての物件（建物、設備・什器（じゅうき）等）を包括

プロパティガードブランケット

『すべての物件、すべての敷地内をまとめて契約した場合、補償の選択ができますか？』

プロパティガードブランケットの
Solution 3

所在地や用途によって求められる補償は異なります。「必要な補償を必要な額だけ」、それぞれ異なる補償内容をオーダーメイドで設計することができます。

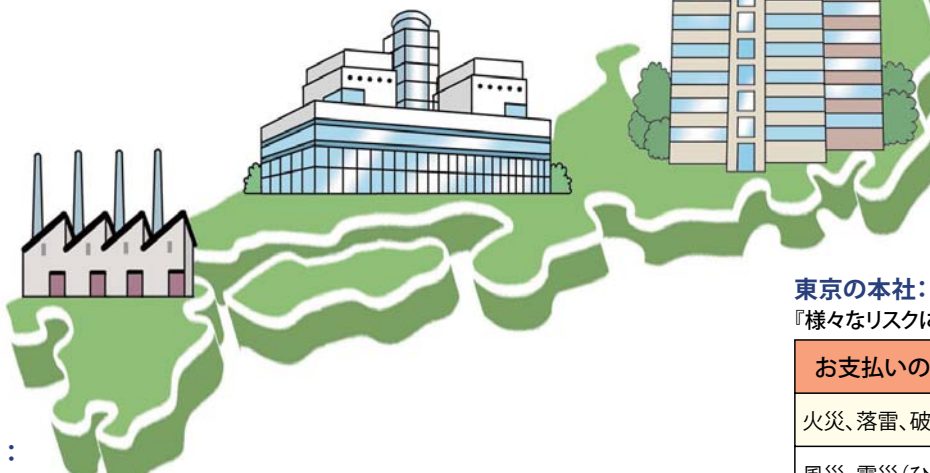
参考例

○：補償します。
×：補償しません。

北海道の倉庫：

『火災・落雷と雪の事故に備えたい。』

お支払いの対象となる事故	選択
火災、落雷、破裂・爆発	○
風災、雹災（ひょうさい）、雪災	○
物体の落下・漏水・労働争議など	×
盗難	×
その他不測かつ突発的な事故	×
水災（水災危険補償特約A）	×



広島・福岡の工場：

『今まで盗難事故がない。』
『支払限度額を設定して保険料を節減したい。』

お支払いの対象となる事故	選択
火災、落雷、破裂・爆発	○
風災、雹災（ひょうさい）、雪災	○ (支払限度額あり)
物体の落下・漏水・労働争議など	○ (支払限度額あり)
盗難	×
その他不測かつ突発的な事故	○ (支払限度額あり)
水災（水災危険補償特約A）	○

東京の本社：

『様々なリスクに備えたい。』

お支払いの対象となる事故	選択
火災、落雷、破裂・爆発	○
風災、雹災（ひょうさい）、雪災	○
物体の落下・漏水・労働争議など	○
盗難	○
その他不測かつ突発的な事故	○
水災（水災危険補償特約A）	○

してご契約いただく方法です。

がご提案する5つのSolution

『小さな建物、機械、設備等の保険のつけ忘れはありませんか?』

同一敷地内に所在する小建物や設備・什器(じゅうき)等はそれぞれ一括して保険金額を設定することができます。ご契約手続きが簡単で、つけ忘れがなくなりご契約内容がわかりやすくなります。

プロパティガードプランケットの
Solution 4

(1)小建物方式

延床面積300㎡未満の建物と、1基または1団の保険価額が2,000万円未満の屋外設備・装置については、敷地内ごとにまとめて保険金額(ご契約金額)を設定することができます。

この場合、<保険の対象に含める場合、保険証券に明記する必要のある物>(参照P.19、20)のうち、①および②で上記に該当する物件については明記されない場合でも保険の対象に含まれます。

(2)設備・什器(じゅうき)等一括方式

同一敷地内に所在するすべての設備・什器(じゅうき)等をまとめて保険金額(ご契約金額)を設定します。複数敷地内の場合でも、敷地内ごとにまとめて保険金額を設定しますので、保険金額が適正か否かを簡単に把握することができます。

この場合は、保険証券に明記する必要のある物(参照P.19、20)のうち③の貴金属、宝石等や④の稿本、設計書等については明記されない場合は保険の対象に含まれません。

『契約後、新たに取得した建物や増設した設備・什器(じゅうき)等は、無保険になっていませんか?』

プロパティガードプランケットの
Solution 5

ご契約期間中に取得した建物等についても、自動的に補償されるため、つけ忘れが防止できます。

<自動補償の対象となる物>

保険の対象に含まれる物件(注1)が追加された場合に、それらの価額の合計が、ご契約時の保険金額(ご契約金額)の合計の10%(注2)以下のとき、自動的に保険の対象に含まれます。

それら物件の取得日からご契約期間の末日(この保険契約が解除・解約された場合は解除・解約日)まで補償します。

(注1) 商品・製品等、また保険の対象から除かれる物、および保険証券に明記する必要のある物については、自動補償の対象に含まれません。

ただし、上記(1)の小建物方式に該当する場合は、小建物方式により含まれる保険の対象については自動補償の対象となります。また、複数敷地内包括契約の場合、追加された敷地内における同物件も自動補償の対象となります。

(注2) ご契約時の保険金額の合計の10%が30億円を超える場合は、30億円とします。

<自動補償物件の補償内容>

次の事故による損害を補償します。お支払いする保険金は、時価額基準になります。

- | | |
|--|------------------------------------|
| ①火災、落雷、破裂・爆発 | ⑤騒擾(そうじょう)、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 |
| ②風災、雹災(ひょうさい)、雪災(いずれの場合も損害額が20万円以上の場合) | ⑥盗難(商品・製品等を除きます。) |
| ③物体の落下、飛来、衝突、倒壊 | ⑦①～⑥以外の不測かつ突発的な事故(商品・製品等を除きます。)(注) |
| ④漏水、放水、溢水(いっすい) | ⑧水災(注) |

(注) 自己負担額を差し引いてお支払いします。自己負担額の金額は「保険の約款」の1敷地内包括契約特約または複数敷地内包括契約特約にてご確認ください。

<保険料の精算>

ご契約期間の末日までに保険の対象の追加をご通知いただき、これに基づいて保険料の精算を行います。

ただし、保険金をお支払いする場合は、保険金のお支払いまでに追加した保険の対象の保険料をご精算いただけます。

7. 補償内容についてのご注意事項

財物損害補償特約の「保険の対象」について

●「保険の対象」の範囲についてご注意ください。

1	保険の対象となる物の範囲	事業者（法人・個人）の所有、使用または管理する次の財物のうち、お客さまがご契約したもの ● 建物 ● 設備・什器（じゅうき）等 ● 商品・製品等 ● 屋外設備・装置
2	保険の対象に含まれない物	● 居住用の個人所有の建物 ● 建築中の建物および増築中の建物の増築部分 ● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ● 動物または植物 ● 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み原動機付自転車を除きます。） ● 野積みの動産
3	申込書に明記をしなければ保険の対象とならない物 （明記すれば、保険の対象に含めることができる物）	● 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ● 保険の対象が居住の用に供する部分を含む建物の場合は、外灯、テレビアンテナ、機能門柱、バリカーその他これらに類する物であって敷地内に所在するもの ● 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こつとう）、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの（セットする特約によって、申込書に明記しても保険金をお支払いできない場合があります。詳細は25ページ「保険金をお支払いできない主な場合」の「商品・製品等盗難危険補償特約 8.」および「商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約 6.」をご確認ください。） ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
4	建物が保険の対象である場合、保険の対象に含まれる物	被保険者が所有する次のもの ● 畳、建具その他これらに類する物 ● 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ● 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
5	設備・什器（じゅうき）等が対象である場合、保険の対象に含まれる物	● 軒、庇（ひさし）等の下に設置された自動販売機、看板その他これらに類する物
6	建物と設備・什器（じゅうき）等の所有者が異なる場合、保険の対象である設備・什器（じゅうき）等に含まれる物	次の物で被保険者の所有する業務用のもの ● 畳、建具その他これらに類する物 ● 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ● 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

●オプション特約の「保険の対象に含まれない物」についてご注意ください。

特約の名称	保険の対象に含まれない物
ビル付帯設備 電氣的・機械的事故補償特約	● コンクリート製・陶磁器製（碇子（がいし）・碇管（がいかん）を除きます。）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具 ● 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ ● ベルト、ワイヤロープ（ただし、エレベータのワイヤロープを除きます。）、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類 ● 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油並びに水銀整流器内の水銀は、補償の対象に含みます。 ● フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠 ● 可搬式、移動式の機器 ● 基礎（アンカーボルトを含みます。）、炉壁（ボイラの炉壁を除きます。）または予備用の部品
工場内受配電設備 電氣的・機械的事故補償特約	● 保険の対象となるもの以外の機械、機械設備または装置に付属する電気設備（制御装置を含みます。）ならびにこれらの機器相互間の配線 ● 試験用または実験用の変電設備 ● 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器 ● ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類 ● 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油並びに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含みます。 ● フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠 ● 可搬式、移動式の機器 ● 基礎（アンカーボルトを含みます。）、炉壁（ボイラの炉壁を除きます。）または予備用の部品

保険金をお支払いできない主な場合

<共通>財物損害補償特約・利益損失補償特約・ 店舗休業補償特約・営業継続費用補償特約

次の事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 1. に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
6. 3. から5. の事由によって発生した事故の延焼、拡大
7. 発生原因を問わず発生した事故の3. から5. の事由による延焼、拡大
8. 保険料領収前に生じた事故

財物損害補償特約

次のいずれかに該当する事故によって生じた損害および費用

1. 保険金をお支払いする事故(盗難を除きます。)の際における保険の対象の紛失または盗難
2. 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業(これらの作業によって火災または破裂・爆発の事故が生じた場合を除きます。)
3. 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
4. 3. 以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
5. 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
6. 設備・什器(じゅうぎ)等が屋外にある間に生じた盗難または不測かつ突発的な事故
7. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による温度変化
8. 美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
9. 電気的事故による炭化または溶融の損害
10. 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
11. 亀裂、変形等の損害
12. 保険の対象の欠陥により生じた損害
13. 保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害およびこれらによって生じた損害
14. 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
15. 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
16. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人の故意による損害
17. 被保険者に保険金を取得させる目的をもって保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害

18. 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造に使用された機械・設備・装置等の停止による損害を含みます。)
19. 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
20. 詐欺または横領によって生じた損害
21. 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
22. 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
23. 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
24. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀って行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
25. 保険の対象のうち楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)および音色または音質の変化の損害
26. 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
27. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の業務に従事中的使用人の破壊行為による損害
28. 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
29. 水災によって生じた損害
30. 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
31. 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に単独に生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。)

〔風災、雹災(ひょうさい)、雪災の事故を補償する場合〕

風災、雹災(ひょうさい)、雪災の事故によって、下記のものについて生じた損害

1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。)およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット(ポールを含みます。)
2. 建築中の屋外設備・装置
3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
4. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
5. 屋外にある商品・製品等

〔その他不測かつ突発的な事故を補償する場合〕

その他不測かつ突発的な事故によって下記のものについて生じた損害

1. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品
2. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
3. 自転車、原動機付自転車
4. 工用仮設建物、工用仮設物、建設用仮工事の目的物
5. 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの
 - (1) ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ
 - (2) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
 - (3) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
6. 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。)

※上表「財物損害補償特約」9.~11.の損害は、P.5の①~⑦の事故による場合は、補償の対象となります。

※上表「財物損害補償特約」15.~31.の損害は、P.5の⑦の事故が発生した場合に、保険金としてお支払いできないものです。

7. 補償内容についてのご注意事項

保険金をお支払いできない主な場合

利益損失補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた利益損失

1. 保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する1.～5.、7.～31.に該当する場合
 2. 国または公共団体による法令等の規制
 3. 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
 4. 次の(1)から(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的な原因により、保険の対象と配管または配線により接続している下記事業者の占有する構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害され、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害された場合
 - (1) 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - (2) 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - (3) 労働争議
 - (4) 脅迫行為
 - (5) 水源の汚染、濁水、水不足
- 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
 - ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
 - 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
 - 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者
 - 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

店舗休業補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた店舗休業の損失および費用

1. 保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する1.～5.、7.～28.、30.、31.に該当する場合
2. 保険金をお支払いできない主な場合 利益損失補償特約の2.～4.に該当する場合

営業継続費用補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた営業継続費用

1. 保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する1.～5.、7.～31.に該当する場合
2. 保険金をお支払いできない主な場合 利益損失補償特約の2.～4.に該当する場合

商品・製品等盗難危険補償特約

次のいずれかに該当する損害

1. 保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する1.～31.に該当する場合
2. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の親族または使用人が自ら行いまたは加担した盗難による損害
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害
4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、風災、雹災(ひょうさい)、雪災、水災その他の天災の際における盗難による損害
5. 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除く。)
6. 万引きによって生じた損害
7. 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた盗難による損害

8. 商品・製品等のうち、下記の物について生じた盗難による損害

- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに金・銀・白金の地金
 - (2) 1個あたりの価額が10万円を超える時計
 - (3) 1個または1組の価額が300万円を超える楽器(据付型のものを除く。)
 - (4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
9. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故の際における盗難による損害

商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約

次のいずれかに該当する損害

1. 保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する1.～31.に該当する場合
2. 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等の中に生じた損害
3. 万引きによって生じた損害
4. 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損の損害
5. 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
6. 商品製品等のうち、下記の物について生じた不測かつ突発的な事故
 - (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに金・銀・白金の地金
 - (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約

(財物損害補償特約用)(利益損失補償特約用)(営業継続費用補償特約用)共通

工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約

(財物損害補償特約用)(利益損失補償特約用)(営業継続費用補償特約用)共通

保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する1.～31.に該当する場合((利益損失補償特約用)および(営業継続費用補償特約用)については、6.を除きます。)

さらにビル付帯設備電氣的・機械的事故補償(財物損害補償特約用)、工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償(財物損害補償特約用)については、保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
…など

現金・小切手等補償特約

次のいずれかに該当する損害

1. 保険金をお支払いできない主な場合 財物損害補償特約に記載する12.、14.、15.、20.、21.、24.、29.に該当する場合
2. 原因がいかなる場合でも、勘定間違い、支払いの過誤または受取り不足などの出納誤りによって生じた損害
3. 記録の監査または棚卸し計算によって実在が明らかとなる損害
4. 金銭、有価証券またはその他の財産の不法な譲渡、取得、獲得または保留を隠すために不正になされた未収代金記録の改造、偽造、改ざん、隠匿、破壊または処分による損害(不法な譲渡、取得、獲得または保留の範囲内に限ります。)
5. 電子記録装置の電氣的・磁氣的損傷、故障または抹消による損害(落雷によるものを除きます。)
6. 直接であると間接であるとを問わず、風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害(運送中に生じた損害については除きます。)
7. 保険の対象が自動販売機等に収容中の通貨である場合に生じた次の損害
 - (1) 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調を原因としてまたは随伴して、通貨が規定額以上に出ることによって生じた損害
 - (2) 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された数量不足損害(外部からの盗難の形跡が明らかであってかつ数量の不足が

トータルカウンター等の記録により証明された場合は除きます。)

(3) 偽変造貨幣による損害

8. 次のいずれかに該当する小切手(事故小切手)の損害

(1) 事故小切手が支払いのため法に定められた支払呈示期間内に呈示された場合において、支払人が支払いを拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である場合またはその小切手の形式内容の不備(保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限りません。)である場合には除きます。

(2) 事故小切手の支払拒絶のため振出人が銀行取引を停止されたこと。
…など

預かり品損害補償特約

1. 直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害賠償責任

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害賠償責任
- (2) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害賠償責任
- (5) 地震、噴火、洪水、津波等の天災による損害賠償責任
- (6) 排水または排気(煙を含みます。)による損害賠償責任
- (7) 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取による損害賠償責任
- (8) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性

2. 次のいずれかに該当する損害

- (1) 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した預かり品自体の損壊
- (2) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の場合またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
- (3) 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵(かし)によりこれから入る雨または雪等による預かり品の損壊
- (4) 預かり品がその顧客に引き渡された後に発見された預かり品の損壊
- (5) 動物または植物の損壊、紛失、もしくは盗取
- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (7) 預かり品に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊
- (8) 被保険者の使用人が所有または私用に供する物の損壊、紛失または盗取
- (9) 保険の対象になるもののうち楽器について生じた次に掲げる損害
 - ① 弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の単独の破損(保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。)
 - ② 音色または音質の変化

3. 直接であると間接であると問わず、被保険者が預かり品の使用不能による損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)を負担することによって被る損害

…など

借家人賠償責任補償特約

1. 借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 被保険者の心神喪失または指図

(3) 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合は除きます。)

(4) 保険金をお支払いできない主な場合 <共通>の3.~5.に該当する場合

2. 被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害

- (1) 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (2) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊による損害賠償責任

修理費用補償特約

次のいずれかに該当する場合によって生じた損害

1. 保険金をお支払いできない主な場合 <共通>に該当する場合
2. 借戸室の貸主またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
3. 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
4. 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

サイバーリスク補償対象外特約 次の契約にセットされます。

- 「その他不測かつ突発的な事故補償対象外特約」がセットされていない契約
- 「電氣的・機械的事故補償特約」がセットされた契約
- 「ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約」がセットされた契約
- 「工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約」がセットされた契約
- 「現金・小切手等補償特約」がセットされた契約
- 「店舗休業補償特約」がセットされた契約
- 「冷凍・冷蔵損害補償特約 A」がセットされた契約

次の場合による直接または間接の損害または損失

1. インターネットあるいはイントラネット等の私的ネットワークもしくはこれらと同様の仕組み・機能の作動または誤作動
2. データ、プログラム、ソフトウェアまたはプログラム群あるいは命令群の損傷、破壊、変形・変質、消失その他の喪失または損壊
3. データ、コーディング、プログラムまたはソフトウェアの使用不能または機能喪失
4. 上記3.の使用不能または機能喪失による被保険者の業務の停止、中断または継続不能
5. コンピュータまたはコンピュータシステムあるいはマイクロチップまたは内蔵ロジックで作動する機器の使用不能または機能喪失に起因する被保険者の業務の停止、中断または継続不能

上記1.~5.の損害または損失に対しては、次の事故または原因によって生じた損害、損失の場合を除いて、事故原因の発生時間の前後関係にかかわらず、保険金を支払いません。その他の特約等でお支払いする保険事故の場合であっても、保険金を支払いません。

- 火災 ● 落雷 ● 地震 ● 破裂または爆発 ● 航空機の墜落
- 水災 ● 煙害 ● 車両等の衝突 ● 風災

戦争危険およびテロリズム補償対象外特約 すべての契約にセットされます。

次の場合に直接または間接に生じた損害、損失

1. 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱
2. テロリズムによる行為
3. 上記1.または2.の発生に関連する行為に直接的または間接的に生じた損害または損失

8. 主な用語のご説明

	用語	ご説明
い	一般物件	倉庫物件、住宅物件、工場物件以外のものをいいます。
か	解除	当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
げ	原動機付自転車	総排気量が125cc以下のものをいいます。
こ	工場物件	以下の工場敷地内に所在する建物およびその収容動産をいいます。 ① 下記②および③以外のもので、次の(ア)、(イ)または(ウ)のいずれかに該当する工場 (ア) 工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの (イ) 工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの (ウ) 作業人員が常時50人以上のもの(事務員などは含みません。時間的・季節的変動がある場合は、もっとも作業人員が多い時間帯・季節によって判断します。) ② 熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所 ③ 下記(ア)、(イ)または(ウ)のいずれかに該当する電力施設 (ア) 電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 (イ) 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの (ウ) 自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量(主要変圧器の定格容量の合計)が100kVA以上のもの
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
し	時価・時価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額のことをいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝石、美術品などの場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額(注)をいいます。 (注) 死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を、その事実が発生した時に降失うことをいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	新価	再調達価額をいいます。
	住宅物件	以下に掲げるものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅(1戸建住宅) ② 共同住宅で、各戸室のすべてが単に住居のみに使用されているもの
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
そ	騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	倉庫物件	倉庫業者が占有する倉庫建物等や、倉庫業者・農業倉庫業者および協同組合が管理する保管貨物をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	バリカー	車両の進入を制限するための設備・装置で、設置場所が固定されたものをいいます。
	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)をいいます。
	保険事故	以下の①～④を生じさせる事故または原因のうち、この保険契約で補償の対象とするものをいいます。 ① 保険の対象について生じた損害 ② 保険の対象が損害を受けたために生ずる費用または保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物から発生した事故によって生ずる費用 ③ 営業が休止または阻害されたために生じた損失 ④ 営業収益の減少を防止または軽減するために支出する費用
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

はじめに

Property Guard
の定義

Property Guard
の補償

Property Guard
の補償内容

無駄なく十分な補償で
保険契約をするために

Property Guard
Blanketの補償

補償内容について

主な用語のご説明

その他のご注意事項

9. その他のご注意事項

お申込みの際、ご注意いただきたいこと

- ご契約者または被保険者になられる方には損害の発生に関する重要な事項のうち以下の事項など、申込書の記載事項として告知いただく事項につきまして、ご契約時に事実を正確にご回答いただく義務があります。(注1)
 - 保険の対象の所在地
 - 建物(注2)の構造・用法
 - 建物(注2)内で行われる職作業の種類および作業規模(工業上の作業に使用する動力・電力、作業人員)
 - この保険契約と同一の損害または損失を補償する他の保険契約の有無(共済契約も含む) など(注1) 保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をご契約いただく場合には、申込書の記載事項すべてについて、正確にご回答いただく義務があります。
(注2) 保険の対象が、設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等の場合には、保険の対象を収容している建物をいいます。
- 上記の告知いただく事項のうち、損害の発生に関する重要な事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をされますと、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。
- 上記告知につきましては、取扱代理店または、弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと

- 保険証券は大切に保管を
保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款・特約をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご契約後、以下に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。(注1)
故意または重大な過失によりご通知がない場合、保険金をお支払いできないことや契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
 - (1) 設備・什器(じゅうき)等の保険の対象を他の場所へ移転した(すること)。
 - (2) 建物の構造や用途を変更した(する)とき。(空家になる場合を含みます。)
 - (3) 建物内で行われる職作業の種類、または作業規模(工業上の作業に使用する動力・電力、作業人員)を変更した(する)こと。
 - (4) 建物を改築、増築または引き続き15日以上にわたって修繕した(すること)。(注2)
 - (5) 保険の対象の機械設備を仮修理したり、応急措置のために運転または使用した(する)こと。(注2)(注1) 保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をご契約いただく場合、上記変更につきましては事前にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故による損害については保険金をお支払いできないことや契約を解除させていただくことがあります。
(注2) 上記(4)および(5)は、保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をご契約いただく場合に限ります。

(詳細については「保険の約款」にてご確認ください。)

保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払(年払・一括払)と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。また、払込手段につきましては、口座振替方式、コンビニエンス払方式等がありますので、お客さまのご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

お支払いする保険金の額について

保険金額(ご契約金額)が実際の保険価額(時価額)よりも少ない金額ですと、火災などで損害が発生した場合、お支払いする保険金が弊社の定める算式による割合により削減され、十分な補償が受けられないことがあります。また、保険金額が実際の保険価額より多い場合であってもお支払いする保険金は実際の保険価額が上限になります。

保険金お支払後の保険金額について (財物損害補償特約、利益損失補償特約、 店舗休業補償特約、営業継続費用補償特約)

これらの特約で保険金をお支払いした場合でも、この保険契約の保険金額(ご契約金額)は減額しません。

なお、財物損害補償特約については、1回の事故につき、保険金額(注)の80%より多い額を損害保険金としてお支払いした場合、保険契約は、その保険金の支払いの原因となった損害の発生したときに終了します。保険の対象が複数ある場合は、それぞれごとに保険金額に対する損害保険金の割合を算出し適用します。

その他の特約につきましては、保険の約款にてご確認ください。

(注) 保険金額が保険価額を超えるとときは保険価額

事故が起きた場合

- 事故の通知
万一、事故が起きた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な対応を行ってください。
- 弊社にご相談いただきたいこと
損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。
- 「プロパティガード(Property Guard)」は「企業財産保険」のペットネームであり、登録商標です。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

B31-112 (B-003530 2017-07) 7-15 45M (TF)

お問合せ・お申込みは